

検討の方向性（案）

1. 総論：昨秋からの状況変化と本懇談会の議題

（昨秋からの状況変化）

- 前回懇談会を実施した昨秋から、足元の国際情勢の変化等、対外取引を巡る状況が一段と変化していることを踏まえ、貿易保険制度の充実を図り、我が国企業の対外取引を積極的に後押しすることが重要。具体的には、
 - (1) 米中対立等の足元の国際情勢の変化を踏まえ、国際情勢へのより一層の対応、
 - (2) 気候変動に関する諸外国の政策動向の変化等を踏まえ、脱炭素を含む SDGs 等の達成に向けた取組支援、
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の長期化や農林水産品 5 兆円輸出目標を実現するための戦略の決定を踏まえ、中堅・中小企業や農林水産品分野等の海外展開支援の充実、
 - (4) 更には、上記全てを踏まえて、日本企業の競争力を強化するため、他国との公平な競争環境の確保、の必要性が高まっている。

- また、今般、株式会社日本貿易保険（NEXI）において判明した法令違反事案を踏まえ、NEXI の適切な業務運営を確保する観点から、経済産業省としても、NEXI の監理について検討することも必要となっている。

（本懇談会で取り扱う議題）

- こうした状況を踏まえ、今後、我が国企業の海外進出をより一層積極的に後押ししていく観点から、貿易保険に関する課題を分析し、その在り方を検討することとした。

- 具体的には、以下の議題に関する議論を実施。
 - (1) 国際情勢への対応
 - (2) 脱炭素を含む SDGs 等の達成に向けた取組支援
 - (3) 中堅・中小企業／農林水産品分野等の海外展開支援
 - (4) OECD 輸出信用アレンジメント
 - (5) NEXI の監理

2. 各論：具体的な課題と対応

(1) 国際情勢への対応

○ 前回懇談会を実施した昨秋以降、米国の政権交代後の中長期的な米中対立の基調の継続やミャンマーにおけるクーデターの発生など、国際情勢は引き続き厳しさを増している。こうした中、公的金融機関として NEXI は、我が国事業者の対外取引を支援するため、より一層の役割を果たしていくことが求められている。

○ 検討にあたっては、国際情勢は予見しがたい中、今般の新型コロナウイルス感染症のように貿易保険制度に不備があることが発覚した場合に、事後的に制度改正をするのではなく、網羅的な観点から保険事故の対象となる事由を整理し、不測の事態に柔軟に対応できるようにしておくことが必要である。その観点から、前回の懇談会で議論した内容に加えて、以下についても措置することが適当である。例えば、

- ・ 現行制度上、融資保険等では、輸出保険（輸出不能）では対象となる「相手方の更生手続開始の決定」は手当てされていない。こうした中、会社更生計画が可決された際に既存契約が消滅する制度を持つ国での案件など、債務の履行遅滞が発生し得ない場合も保険金支払の対象とするため、「相手方の更生手続開始の決定」も事故事由に追加する。
- ・ 現行制度上、海外投資保険では、事故要件として非常危険の発生による「事業の継続の不能」等を求めており、その一部が休止しているのみでは保険金支払の対象とならない。こうした中、例えば基幹インフラ等、事業の性質上、事業全体を休止することが不可能なものについても、保険金支払の対象にする。

○ 検討を進めるにあたっては、収支相償の原則や、保険の基本的な骨格を前提とする必要がある。

(2) 脱炭素を含む SDGs 等の達成に向けた取組支援

○ 世界的な脱炭素化の流れを受け、諸外国の環境政策やエネルギー政策動向も変化する中、日本は、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解し、CO2 排出削減に資するあらゆる選択肢の提案や脱炭素化に向けた政策の策定支援を行うエンゲージメントを実施していくこととしている。また、世界の課題は気候変動だけではなく、雇用の問題や格差の問題などもある中で、多くの社会問題を総合的に勘案し、バランスの取れた解決策を「質の高いインフラ」を通じて実現していくことも重要である。

- EUにおいては、EUタクソノミー策定に向けた動きがある一方、シンガポール・タクソノミーでは、電力需給や再生可能エネルギーの利用可能状況など、アジアの事情に即した現実的で持続可能な脱炭素・エネルギー転換の取組を促進する“トランジション”の基準も検討されている。アジアにおけるインフラファイナンスにおいて極めて重要な役割を果たす我が国が主導して、アジアのトランジション・ファイナンスの在り方を示すことは重要である。

こうした中、アジアの持続的な経済成長とカーボンニュートラルの同時達成を支援するため、日本による具体的な支援策として「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ (AETI)」を発表した。具体的な支援策として、各国のエネルギー・トランジションのロードマップ策定支援や、再エネ・省エネ・LNG等のプロジェクトへの100億ドルファイナンス支援などに取り組むこととしている。

アジアのトランジション・ファイナンスを検討するにあたっては、まずは、日本国内又はアジアにおいて、公的金融機関のみならず民間金融機関の参加を得てアジアの実態に即した議論を行い、将来的にはグローバルな理解を得ていくことが重要である。

- アジア等の新興国のインフラ需要は今後も拡大する見通しである中、伝統的な資金供給主体である銀行に加え、機関投資家の資金の更なる呼び込みが必要である。こうした中、グリーンの流れを受けて、再生可能エネルギー分野における分散型やオフグリッドなど小規模・分散型電源向け支援や、新技術・スタートアップに対するリスクテイクへの期待も高まる中で、貿易保険を含むファイナンスの方法について、以下の観点から検討をすることが適当である。

- ・ 再生可能エネルギー等は、投資家が積極的に参画を望む分野と考えられる。金融機関は、案件の組成には強みがある一方で、高度で健全な流動性リスク管理が求められており、投資家への債権譲渡を通じた資産の圧縮が重要課題となっている。こうした中、NEXI付保済債権の譲渡について、日本裨益を確保しつつ、より適切な仕組みを検討するべきではないか。
- ・ 事業者にとって、LEADやインフラファンド・プロジェクトボンド向け保険等は非常に有効である。グリーン等の案件に更に挑戦する観点からは、保険カバー率を上げつつ、保険料は据え置きにするといった仕組みを導入することができないか。また、中堅・中小企業にとってもSDGs等の取組を行う取引先との取引については、保険料を優遇するなどの措置があれば、こうした取組を進めるインセンティブとなる。
- ・ 分散型電源等の小規模案件については、事業者ごとに一件ずつファイナンスをするのはコストや手間の負担が大きい。バンクローンや政府機関・国際金融機関とのクレジットラインの設定などにより、大口案件にまとめることでコスト低減を実現できないか。
- ・ NEDO実証等のF/Sに、ファイナンスの観点から検討するべき論点も併せて調査を行うことで、新技術分野の事業化に際してのリスクテイクをより行いやすくすることはできないか。

- 併せて、取引が多様化する中で、外国（法）人が保険契約者となる場合もあるところ、利用者利便の向上の観点からは、保険約款等の英訳版の提供が有用である。

(3) 中堅・中小企業／農林水産品分野等の海外展開支援

(中堅・中小企業)

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中においても、我が国経済の持続的な成長を実現するためには、中堅・中小企業の海外展開支援は引き続き重要である。NEXI においては、民間損保会社から再保険の引受けを行い、民間損保会社の有する全国ネットワークを通して、全国各地の中堅・中小企業に向けて貿易保険を届ける取組を行っているところ。こうした民間損保会社との連携に引き続き取り組んでいくことは重要である。より広く周知をする観点からは、企業の貿易や投資促進に取り組む日本貿易振興機構（JETRO）の拠点も活用することが適当である。
- また、中堅・中小企業では、日々少額の受注を大量に受けるが、その受注案件ごとに輸出契約を締結し、その輸出契約ごとに個別に保険契約を締結することは、リソースの限られている中堅・中小企業にとっては非常に困難である。大企業中心に包括保険が利用されているが、中堅・中小企業に対しても、既に提供されている包括保険の仕組みをより広く周知することが適当である。

(農林水産品分野)

- 農林水産品分野では、5兆円の輸出目標を実現するための「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が決定されたところであり、こうした取組を行う農林水産省とも連携をすることは重要である。農林水産省では、農業者の収入を補償するための収入保険を提供しているところ、農産物の輸送中の損害等を対象とする民間損保会社の保険、輸出に伴う非常危険等を対象とする NEXI の貿易保険も組み合わせ、相互補完的な連携を検討することで、農林水産品分野の輸出促進を図ることが適当である。
- NEXI においては、全国の地方銀行や信用金庫等の金融機関への委託・提携を通して、貿易保険へのアクセスを向上するとともに、保険料を割引している。農林水産品分野においても、同様の取組を検討することが適当である。
- また、保険契約締結等の手続のコストを踏まえると、個者の利便性を向上するため、製造業で実施しているような業界団体単位で包括的に契約を締結できる仕組みを、農林水産品分野についても、例えば上記戦略で輸出重点品目も念頭に、導入を検討することが適当である。一方で、ひとつの団体の中でも事業規模等が異なる事業者が混在しており、

受益の度合等は区々になることもあることから、こうした点にも留意をしつつ検討する必要がある。

なお、農業分野の輸出にあたっては、一件ずつファイナンスをするのはコストや手間の負担が大きいところ、(小規模案件と同様の考え方で) 大型案件にまとめることでコスト低減の実現を検討することが適当である。

- 加えて、現在の支援策は、日本国内の輸出者（サプライ・サイド）に対するものが太宗と考えられるところ、需給両面からのアプローチを行う観点からは、海外の有力バイヤー等（ディマンド・サイド）に働きかけることも重要である。例えば、他国の公的金融機関では、海外の有力バイヤーに対して保険料を優遇することを通して、自国輸出企業との将来の輸出契約の成立を促す取組を行っている例もある。こうした取組は農業に限らず戦略的にセクターを特定して行われているところ、他国の公的金融機関での取組も参考にしつつ、ディマンド・サイドへの働きかけについて検討を行うことが適当である。
- 以上の取組を行う大前提としては、貿易保険に関するより丁寧な説明が必要不可欠である。例えば、農林水産省のウェブサイトにある NEXI の紹介は非常に限定的な内容となっているため、より充実化するための連携が適当である。また、商品を知ってもらうのみならず実際に加入してもらうためには、商品の分かりやすさに加え、加入のしやすさといった観点から、顧客接点での工夫をすることも重要である。

(4) OECD 輸出信用アレンジメント

- OECD 輸出信用アレンジメントは、政府系金融機関による輸出に関連する公的支援において、供与条件の不当な緩和を規制し、アレンジメント参加国の輸出者間の公平な条件の下での競争 (LPF:Level Playing Field) を確保するため、OECD 加盟国間で合意したものである。こうしたルールに準拠しつつ、日本の国際競争力を高めていくことが重要である。
- 現在の NEXI の枠組みでは、アレンジメントの適用除外とされている農産物及び軍事機器の輸出に関連する公的支援についても、アレンジメントの適用対象となる品目と同様の保険料率を適用することとなっており、国際競争上不利な状況に置かれている。そのため、NEXI の収支相償の原則を念頭に、少なくとも NEXI において最も優遇された保険料率であるアンタイドの基準までの引下げを前提として、こうした分野について通常の料率より優遇できるようにすることが適当である。
また、案件入札の場面では、一発勝負の場合もあることを踏まえ、あらかじめ競争力のある枠組みとするのが適当である。

- OECD 輸出信用アレンジメントは、その参加国の間での合意に基づくルールであるが、ルールの枠内において、アレンジメントに縛られない非 OECD 諸国との LPF を確保することも必要である。こうした中、アレンジメントでは、他国がアレンジメントよりも有利な供与条件を提示した場合に限り対抗措置として同様の条件を提示可能とすること（マッチング）を認めている一方で、現在 NEXI ではこうした対応をするための規定が整備されていない。非 OECD 諸国との LPF 確保の観点も踏まえ、NEXI においても規定を整備することが適当である。
- 中国をはじめとする新興国はアレンジメントに参加していない中、LPF や透明性確保の観点から、G20 の債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）や DSSI 後の共通枠組を通して非 OECD 諸国も取り込んでいく取組は一步前進といえる。併せて、こうした国における公的支援について実態把握を行っていくことが重要である。

(5) NEXI の監理

- 今般、NEXI において、①法律上認められていない外国債券の保有、②保険料の誤徴収、の二つの法令違反が判明した。NEXI では、外部調査委員会の指摘も踏まえた再発防止策を講じたところであるが、今般の事案の経緯も踏まえ、経済産業省の NEXI に対する監督についても検討をする必要がある。その際、当初政府が運営をしていた貿易保険事業を 2001 年に独立行政法人日本貿易保険へ移管、その後 2017 年に株式会社化した経緯も踏まえて検討をすることが適当である。

(①外国債券の保有)

- 現行制度上、業務の安定的な運営の観点から、NEXI が保有できる外国債券は、外国政府及び国際機関の発行する有価証券に限定されており、今般問題となったドイツ復興金融公庫債はそのいずれにも該当しないものであった。一方で、当該債券はドイツ連邦政府・地方政府により元本・利子の支払が保証されているものであり、その安定性は、既に貿易保険法上保有が認められる他の外国債券と遜色ないものであったと考えられる。
- 同様の機能を持つ政府機関と比較しても NEXI の資金運用先は限定的とも考えられる中、NEXI が保有する資金の額も勘案すると、リスクを分散して適切に資金運用を行う観点からは、こうした安定的な政府保証債も運用対象として追加し、資金運用先の多様化を図ることが適当である。

(②保険料の誤徴収を含む重大な事案への対応)

- 貿易保険法上、NEXI は保険料率規程を経済産業省に届け出て、その規程に基づいて貿易保険の引受けを行うことが求められている。こうした規定に基づき、適切な保険の

引受けを行うことは大前提であるが、NEXI においては多数の保険契約関連手続を行っていることも踏まえ、人的ミスが生じることもあり得ると考えられる。こうしたことを踏まえ、株式会社として NEXI の責任において対処すべきもの、監督官庁への報告をするべきもの、といった役割分担を行うことが必要である。そのうち、重大な事案に関する監督官庁への報告にあたっては書面で行うなど、適切な形で行われることも重要である。

- 監督官庁への報告について、例えば、民間損保会社を規制する保険業法では、不祥事件が発生したことを保険会社が知った場合には、金融庁に届け出なければならないこととしている。こうした規定は、銀行法や金融商品取引法等、金融業法において一般的に導入されているものであり、保険という金融機能を担う NEXI にも同様の仕組みを導入することが適当である。その際、過料の規定の整備など、この届出規定の実効性を確保するための仕組みも併せて検討する必要がある。

(その他)

- 今般判明した二つの法令違反については、いずれも、違反の場合には、裁判所への過料の通知の対象となる旨、貿易保険法上規定されている。他法令での対応も参考にしつつ、例えばガイドラインの形で、どのような基準で過料の通知に関する判断を行うか、について、整理しておくことが適当である。

(以 上)